

令和 2 年 第 1 回  
市 議 会 臨 時 会 資 料

その 3



目 次

議案第 5 0 号 関 係	-----	1
議案第 5 1 号 関 係	-----	5
議案第 5 2 号 関 係	-----	6
議案第 5 3 号 関 係	-----	7
議案第 5 5 号 関 係	-----	8



## 令和2年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第6号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	△ 478					△ 478
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
2	(款) 議会費 (項) 議会費 (目) 議会費	△ 5,397					△ 5,397
	議員報酬及び手当等 (議会事務局)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、議員期末手当を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	△ 10,379					△ 10,379
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
4	(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 税務総務費	△ 908					△ 908
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
5	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	△ 906					△ 906
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
6	(款) 総務費 (項) 選挙費 (目) 選挙管理委員会費	△ 470					△ 470
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
7	(款) 総務費 (項) 監査委員費 (目) 監査委員費	△ 471					△ 471
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				

## 令和2年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第6号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 民生費(項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	△ 1,673					△ 1,673
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
9	(款) 民生費(項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	△ 234					△ 234
	国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、国民健康保険事業特別会計において職員給与費を減額することに伴い、繰出金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
10	(款) 民生費(項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	△ 440					△ 440
	介護保険事業特別会計繰出金 (高齢福祉介護課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、介護保険事業特別会計において職員給与費を減額することに伴い、繰出金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
11	(款) 民生費(項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費	△ 233					△ 233
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金 (保険年金課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、後期高齢者医療事業特別会計において職員給与費を減額することに伴い、繰出金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
12	(款) 民生費(項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	△ 2,522					△ 2,522
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
13	(款) 民生費(項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	75,520					75,520
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (子育て支援課)		新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活支援対策のため、児童扶養手当を受給するひとり親家庭等に対し、給付金を支給することに伴い、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
14	(款) 衛生費(項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	△ 950					△ 950
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				

## 令和2年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第6号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費	△ 1,427					△ 1,427
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
16	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費	△ 249					△ 249
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
17	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業総務費	△ 472					△ 472
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
18	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費	△ 720					△ 720
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
19	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費	△ 2,837					△ 2,837
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
20	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路橋りょう総務費	△ 473					△ 473
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
21	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費	△ 234					△ 234
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				

## 令和2年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第6号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	△ 1,699					△ 1,699
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
23	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	△ 471					△ 471
	公共下水道事業会計負担金 (下水道河川総務課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、公共下水道事業会計において職員給与費を減額することに伴い、負担金補助及び交付金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
24	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	△ 243					△ 243
	公共下水道事業会計出資金 (下水道河川総務課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、公共下水道事業会計において職員給与費を減額することに伴い、投資及び出資金を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
25	(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費	△ 214					△ 214
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
26	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	△ 6,816					△ 6,816
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
27	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	△ 4,619					△ 4,619
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				
28	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 社会教育総務費	△ 2,298					△ 2,298
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				



令和2年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和2年度 補正第2号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	△ 234				△ 234	
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				

令和2年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

後期高齢者医療事業特別会計(令和2年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	△ 233				△ 233	
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				

令和2年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和2年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	△ 440				△ 440	
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、期末勤勉手当、共済費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年5月8日)				

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例及び茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、令和2年6月及び12月に支給する市長等の期末手当並びに管理職の期末手当及び勤勉手当を減額するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例関係

令和2年6月及び12月に市長等に支給する期末手当について、支給すべき額から、市長にあつては100分の20に、副市長にあつては100分の15に、教育長にあつては100分の10に相当する額を減額して支給することとした。（附則第2項関係）

(2) 茅ヶ崎市職員給与条例関係

ア 令和2年6月及び12月に管理職（保健所及び病院に勤務する職員を除く。）に支給する期末手当及び勤勉手当について、支給すべき額から100分の8に相当する額を減額して支給することとした。（附則第3項、附則第4項関係）

イ 規定を整備することとした。（附則第5項、附則第6項関係）

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例及び茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>令和2年6月及び12月に市長等に支給する期末手当の額は、第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず、それぞれ同条第2項の規定により算定した額から、同項の規定により算定した額に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を差し引いて得た額とする。</u></p> <p>(1) 市長 <u>100分の20</u></p> <p>(2) 副市長 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 教育長 <u>100分の10</u></p> <p>(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(管理監督職員に支給する期末手当の特例)</p> <p>3 <u>令和2年6月及び12月に管理監督職員（保健所及び病院に勤務する職員を除く。次項において同じ。）に支給する期末手当の額は、第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、同項の規定により算定した額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を差し引いて得た額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の市長等の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、それぞれ同条各号に規定する額から、同条各号に規定する額に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。ただし、第4条第2項及び第5条の規定の適用については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 市長 <u>100分の10</u></p> <p>(2) 副市長及び教育長 <u>100分の5</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(特定職員に支給する給与の特例)</p> <p>3 <u>平成28年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p>(1) 給料月額 <u>当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第5項及び第6項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第5項において「給料月額減額基礎額」とい</u></p>

う。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第9条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する期末手当を支給する月ごとに定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する規則で定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する期末手当を支給する月ごとに定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項に規定する規則で定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第9条の4第4項において準用する第9条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第9条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第9条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当

該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第9条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額

(5) 第16条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第16条第1項 前各号に定める額

イ 第16条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第16条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第16条第4項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

略

4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

5 略

6 略

(管理監督職員に支給する勤勉手当の特例)

4 前項の規定は、令和2年6月及び12月に管理監督職員に支給する勤勉手当の額について準用する。この場合において、同項中「第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例及び茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。